六　保護観察所の事務（保護観察所組織規則（平成十九年法務省令第二十二号）第三条第一号から第五号まで、第七号から第九号まで及び第十二号に掲げるものに限る。）の監督に関すること。

［七～十一　略］

十二　前各号に掲げるもののほか、地方更生保護委員会事務局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること（関東地方更生保護委員会事務局及び近畿地方更生保護委員会事務局以外の地方更生保護委員会事務局の総務課においては、第五条各号に掲げる事務を除く。）。

（会計課の所掌事務）

第三条の二　会計課は、前条第五号に掲げる事務をつかさどる。

［号を削る。］

［号を削る。］

（更生保護管理官の職務）

第四条　更生保護管理官は、次に掲げる事務（関東地方更生保護委員会事務局、中部地方更生保護委員会事務局、近畿地方更生保護委員会事務局及び九州地方更生保護委員会事務局においては、第一号及び第五号に掲げるものを除き、第六号に掲げるものについては更生保護事業に関することに限る。）をつかさどる。

一　保護観察所の事務の監督に関すること（総務課及び調整指導官の所掌に属するものを除く。）。

［二～六　略］

（指導監査官の職務）

第四条の三　指導監査官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　保護観察所の事務の監督に関すること（調整指導官の所掌に属するものを除く。）。

二　職員の研修に関すること。

三　第四条第五号及び第六号に掲げる事務に関すること（同号に掲げる事務については更生保護管理官の所掌に属するものを除く。）。

（統括審査官）

第六条　地方更生保護委員会事務局を通じて統括審査官十六人以内を置く。

［2・3　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○法務省令第二十五号

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第五十八条第三項の規定に基づき、法務総合研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

法務大臣　上川　陽子

六　保護観察所の事務（関東地方更生保護委員会事務局及び近畿地方更生保護委員会事務局の総務課においては、保護観察所組織規則（平成十九年法務省令第二十二号）第三条第一号から第四号まで、第七号から第九号まで及び第十二号に掲げるものに、その他の地方更生保護委員会事務局の総務課においては、保護観察所組織規則第三条第一号から第五号まで、第七号から第九号まで及び第十二号に掲げるものに限る。）の監督に関すること。

［七～十一　同上］

十二　前各号に掲げるもののほか、地方更生保護委員会事務局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること（関東地方更生保護委員会事務局以外の地方更生保護委員会事務局の総務課においては、第五条各号に掲げる事務を除く。）。

（会計課の所掌事務）

第三条の二　会計課は次に掲げる事務をつかさどる。

一　前条第五号に掲げる事務に関すること。

二　保護観察所の事務（保護観察所組織規則第三条第五号に掲げるものに限る。）の監督に関すること。

（更生保護管理官の職務）

第四条　更生保護管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　保護観察所の事務の監督に関すること（総務課、会計課及び調整指導官の所掌に属するものを除く。）。

［二～六　同上］

［条を加える。］

（統括審査官）

第六条　地方更生保護委員会事務局を通じて統括審査官十七人以内を置く。

［2・3　同上］